

Title	朝鮮統治の道如何
Sub Title	
Author	竹越, 興三郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.1 (1910. 1) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

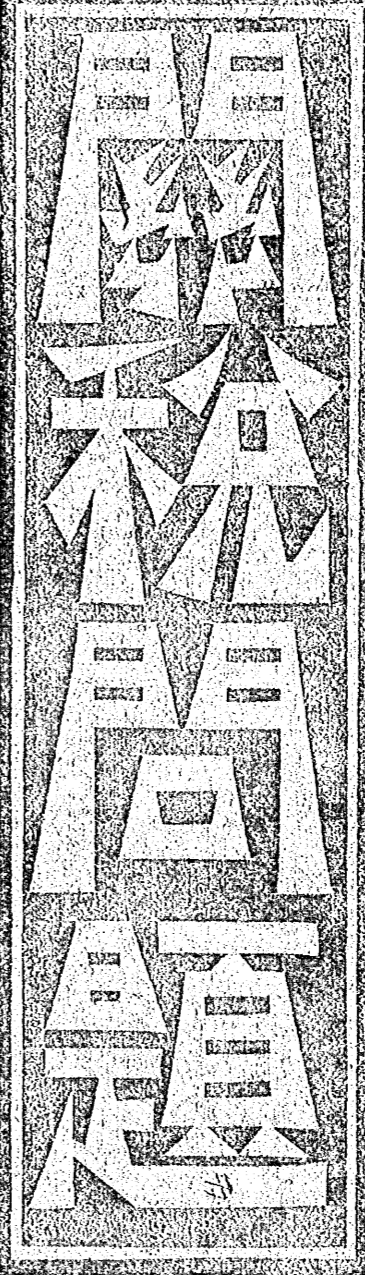
The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主御旨に記すを望む

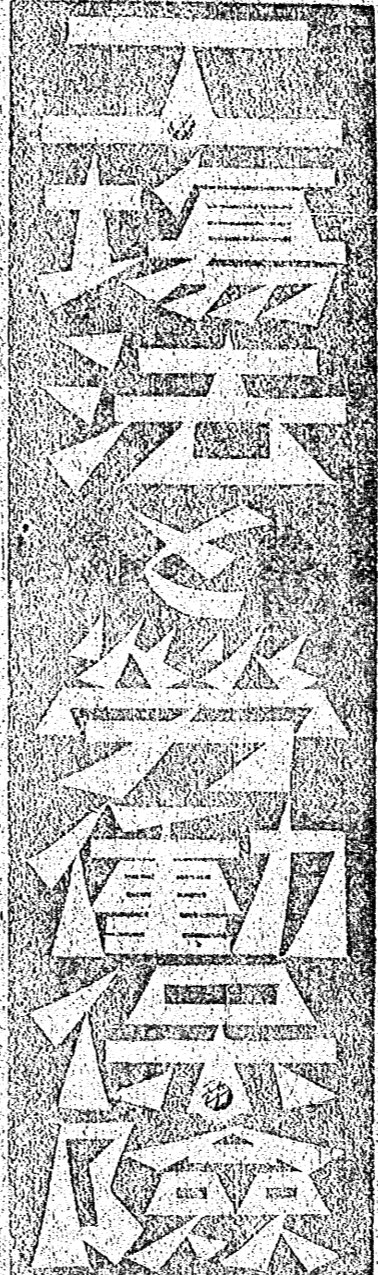
第一卷 第二卷

最近經濟問題叢書假版出來

慶應義塾大學教授 堀江歸一先生新著



近き將來に横はれる本問題に就て適切なる解説を下せるもの唯一本書あるのみ
貴族院議員法博士 桑田熊藏先生新著



工場法案に適應する解説論を下し労働保險なる一新提案を寄與す
經濟問題叢書第三卷
田中穂積先生新著

税制整理論 一月中旬發行 假綴版二月發行

定價各册金貳圓 送料各册金貳圓 郵券貳錢
現内閣の稅制を
痛論併せて稅制を
の本義を明かにし
るの必讀書也

三田學會雜誌 第參卷 第壹號

論說

朝鮮統治の道如何

竹越與三郎

過日來朝鮮の一進會が所謂合邦運動なるものを起した。而して其背部には我邦の策士なる者が伏在する、此が爲め新聞紙中にも稍々之に賛同する者なきにしもあらず。然る處統監曾禰子が新に歸朝することゝなつたるが爲め、朝鮮の處分は再び朝野の問題となつて來た。予は今日何故に朝鮮を處分せねばならぬかと云ふことを解することが出來ぬが、若し伊藤公の兇死を以て機會とするに謂ふならば、予は甚だ之を探らぬ。昔豊臣氏の遺孤が大坂に據るや、其運命は已に數えられて居る。所謂折らずとも時さへ來れば自ら散るべきものを、心短き山櫻といふが如き手段を以て、方廣寺の鐘の供養の文字の禁忌に托して、殊に大阪征伐の軍を

朝鮮統治の道如何

起したといふが如きは、天下後世をして徳川家康の如何にも狹隘にして、私利を計るの外なき者であると思はしめた。是れ徳川三百年の歴史を讀す汚點であつたが、若し伊藤公の死を以て朝鮮處分の機會となさんとするが如き者あらば、是れ我が明治天皇陛下をして、家康が方廣寺の鐘の銘によつて豊臣氏を處分したるが如き譏を受けしむるものである。予は朝廷の爲に之を忌む者である。朝鮮若し處分すべくんば、伊藤公の死なしと雖も處分すべきである。朝鮮若し處分すべからざれば、百の伊藤公の變ありと雖も處分すべからざるものである。堂々たる天朝は、自ら爲すべき時に、爲すべき手段を、白晝公然に爲すべきものであつて、少しも潛托の形迹があつてはならぬと思ふ。

且又所謂合邦論を賛成する人々の中には、朝鮮を併呑すると同一義なりと思ふて居る者があるが、予は合邦と併呑との間には極めて遠き距離があると思ふ。而して予の此疑は、一進會の會長李容九が、東京の二三新聞社長に寄せたる書翰によつて、之を明かにすることが出來た。即ち李容九は、合邦は一千萬人の朝鮮人を以て日本の奴隸とする所謂併呑論に非ずといふと、意を用ゐて辯明した。是或

は李容九が、朝鮮の政治家より、賣國奴と目せらるゝ事を恐れての辯明なるかも知れぬ。併ながら少くとも合邦論が併呑論に非ざることは、之に依て證明せられたものと謂はねばならぬ。合邦とは王室國情を其儘にして、而して日本と合同せんとするものである。澳地利匈牙利の如きは其形式であるが、朝鮮の政治家が合邦論を唱道しながら、尙皇室を云々する所を見れば、皇室を其儘にして合同せんとするものであつて、到底澳地利匈牙利とも同一視することの出來ぬ、不思議なる形式とならねばならぬ。支那の諺に、天に二日なし、國に二王なしといふことがあるが、合邦論は此一語を以て評し得ると思ふ。天に二日なし、國に二王なし、朝鮮皇室は自ら皇帝と稱して、尙日本に合せむとすることは、殆ど爲すべからざることである。要するに合邦は併呑に非ずと云ふことは、先以て明にせねばならぬことである。合邦ならば合邦の後に、日本同議憲法其他の權利を享くことを認めてやらねばならぬ。併呑ならば之を郡縣とし、之を治むること臺灣の如く、總督の下に置き、憲法を布かず、内國同様の法律を布かず、議員選舉の權を與へず、特別なる政治の下に置くことが出來る。併ながら合邦に於ては斯の如きことは出來ぬのである。英

4 國が印度を領有するや、英國皇帝は印度人を慰むるが爲に、大印度の皇帝といふ名目を兼ねる事になつて居るが、朝鮮を併呑するとしても、朝鮮は郡縣とするの外はない、日本皇帝が朝鮮皇帝を兼ねるといふ程の必要も認めない位である。要するに合邦問題たるや、其根本にある思想極めて曖昧にして歸宿する所がない。若し日本人が之を賛成する意味より論ずれば、併呑に外ならぬのであるが、予は併呑は時機に非ずと思ふ。

然らば何故に予は併呑に反対するかと問ふものがあらば、予は其問ふ者に對して問はむ。何故に朝鮮は合併せざるべからざるか。今日已に兵權を取り、財權を取り、司法權を取り、日本帝國の國家的經綸より謂へば、已に我國は満足して居るのである。凡そ保護國を取り、殖民地を取るといふことは、帝國的經綸に屬するものであつて、保護國にせよ、殖民地にせよ、帝國の經綸より言へば我國の爲に存在するものではあるが、併ながら保護國殖民地の内政、其他の民政に至つては、其地の人民の利益の爲に、又成べく人民に依て爲されねばならぬものである。即ち縱令其名は保護國といふも、其名は殖民地といふも、帝國の經綸より言つて已に我帝國の穀

中に落來る以上は、寸土尺地も我皇の有に非ざるはなし、一人半民も我皇の臣民に非ざるはなしと謂ふものであつて、内地の人民が内政に依て陛下の德澤に浴するが如く、殖民地保護國の人民も、亦其内政に依て陛下の德澤に浴すべきものである。朝鮮は國家經營の點より、我國の爲に存在するものであるが、其内政民政の點より言へば、朝鮮人民の爲に存在するものである。然らば其政治は成べく朝鮮風に成べく朝鮮の事情に應ずる様にすべきものである。然るに我國家の位置より言つて、已に満足したる此現狀を打破せねばならぬといふ必要何處にありや。必要あらば併呑も可なり、必要なきに現狀を變化するといふことは、予の賛同する能はざる所である。

世間朝鮮併呑に反対するものを名けて臆病といふ。予は朝鮮を併呑することを厭ふ者が何故に臆病なるかを知らぬ。若し是が外國を憚るといふやうなことであるならば、或は臆病かも知れぬ。併ながら今日日本が朝鮮を併呑するも、如何なる國も刀に賭けて争はむとする者はあるべからざることである。或は衷心不愉快に思ふ者があるかも知れぬ。併ながら實力を以て争はむとする者は一國も

6
ないのである。予は決して外交の點より何人にも憚るのではないが、併ながら只日本帝國の得失より論じて、併呑を機會に非ずとする者である。凡そ斯の如き處分の際に、臆病であるとか、勇氣であるとか、斷じて行へとか云ふ、所謂氣を負ふの論は極めて禁物である。佛蘭西が佛領印度に臨むや、佛蘭西の直接殖民地なるものは僅に交趾の一國あるのみ、其他東蒲塞、安南、東京、老撾、此四州は尙安南王の統治の下に存在して、佛蘭西は僅に保護國といふ名の下に之を統治するのみである。佛蘭西泰山の威を以て此四國を亡ぼすことは極めて容易の事であるが、尙之を滅ぼさず、保護國として存在せしめて居るのである。和蘭人の瓜哇を領有するや、其土地の諸王、貴族を滅すや極めて容易であるが、尙之を滅さず、重祿厚遇を與へるのみならず、スマタラ以下の島に至つては、土王との條約に依て僅に權利を得るといふことに止めて居る。蘭人が土王及び土官を滅ぼすこと何ぞ難からむ。併ながら之を滅さずして存在せしむるといふことが政治の妙味である。佛蘭西のチュニスに於ける、之を滅してアルゼリヤの如く郡縣とすることは、所謂朝飯前の仕事である。併ながら之を滅さずして、尙保護國として置くは何故であるか、此間に妙味があるからである。馬來半島に於ける英吉利の權力は已に充分行渡つて居る、是等の諸州を平げて新嘉坡の如き殖民地とすることは、容易な事であるに拘らず、尙聯合保護國の名の下に、英吉利は直接政治を避けて居るは何故であるか、雲南貴州其他の地方に於ける支那の勢力は充分樹立せられて居る。併ながら尙ほ土司なる者があつて、昔の封建の大名を其儘に存續せしめて置くのは何故であるか。凡そ是等の事、只氣を負ふの論より行けば、總て一掃して足れりであるが、各國とも政治に老いたる者は、皆之を滅すことをせず、舊王、土酋、舊貴族を存在せしめ、其政治機關を通じて人民を治め、成べく舊慣を尊重し、舊組織を利用するといふことは、各國が殖民政治に於て經驗して得た所の智識に依るのである。英、佛、和蘭、支那の諸國皆舊制を利用することを利とするに當つて、獨り日本のみ何故に文武兵馬の權を悉く取去つて、併呑同様の事實を擧げたる朝鮮に於て、尙併呑といふ形を行はねば満足が出来ぬのであるか。予は此點に於て我政治家が、歐羅巴諸國殖民政治の跡を學ばむことを望む者である。

7
凡そ人の國を取るの難きに非ず、取つて而して之を治むるの難きである。予は

8
朝鮮處分に付て世間囂々と論ずる者ありと雖も、此朝鮮を如何にして治むべきかといふ實際の議論に至つて極めて乏しき者あるを歎息せねばならぬ。人の國を取つて之を治むるや、三つの方法がある。其一は其皇帝に結ぶのである。其二は其官吏若くは士族といふ階級に結ぶのである。其三は士族皇室を外にして土民に結ぶのである。我國の朝鮮に於ける果して此三者の何れにか結ばねばならぬのである。然るに朝鮮土民の力未だ發達せず、皇室は反覆にして頼むに足らず。頼む所の者は所謂官吏及び士族の階級である、我國は今後とも此階級の亡ぶるを起し、此階級の絶ゆるを繼ぎ、此階級の散たるを集め、而して此機關を通じて朝鮮を治めるといふことをせねば、未來永劫平和を得る時はあるまいと思ふ。近世支那の政治を論ずる者は、悉く康熙乾隆と謂ふのであるが、康熙時代に於ては天下決して王室に歡服したるものではない、到る處に可燃性の分子は充満して居つたが、時の政治家に活眼なる者があつて、言論に富み、人を煽動するの力ある者を集めて、種々なる委員制度を起し、或は康熙字典、其他大部の著作に従事せしめて、其精力を爰に漏さしめた、是即ち一個の字典、清朝を安くすと謂はれた譯である。又爪哇の如き

9
は、舊王室には非常に多額の黄金を年々贈つて、而して其下にある士族は、理事官と相並んだ攝理官といふ名の下に、理事官と殆ど同様なる一萬何千フロリンといふ年俸を與へて、爪哇の島だけで二十二人の攝理官を置き、又攝理官の下にはそれぞれ和蘭本國の官吏と相並んで、相當の土人士族を高官に採用して、相當の月給を與へ、成べく是等の者を使ひ、成べく是等の勢力を利用して土民を治める事を努めて居る。和蘭の官吏は此土酋、土官より成る所の攝理官を初として、悉く呼ぶに汝といはずして、『我弟』よといふ親愛なる文字を用ゐて居る。而して直接の政治は是等の土酋、土官が爲すのである。和蘭人は僅に之を監督して、其非違を匡すといふに過ぎぬ。凡そ人の國を治むるは、斯の如く其國に於て最勢力ある分子を利用することを考へねばならぬが、我國は曾て朝鮮に於て、王室に結ばんとして失敗し、兩班に結ばんとして失敗し、土民に結ばんとして失敗し、今日に於ては三者孰れを主として用ゐんとするか、殆ど目的なき政治を行つて居るが如き形がある、是れ予の甚だ歎息に堪へぬ所である。予は屢々此事を以て伊藤公に進言し、伊藤公も亦之を可としたのであるが、未だ之を行はざるに當つて不幸なる終を遂げた。予は

10
今後ともに、支那が爲したるが如く、和蘭が爲したるが如く、朝鮮に於ける言論煽動の勢力ある兩班士族官吏の階級を或點までは用ゐて、成べく其社會組織を破壊せざる政治を行はねばならぬと思ふ。縦し朝鮮を併呑するの後としても、此組織を行はねばならぬ。況や朝鮮を併呑せざる時は、尙此政治を行はねばならぬ。然るに今併呑論者の言ふ所を聞けば、朝鮮を併呑し、併せて朝鮮を同化し、悉く根本的に官吏までも改めねばならぬと云ふのであるが、驚くべき議論と謂はねばならぬ。予は併呑論は適當の時期に依て或は賛成するかも知れぬ。併ながら併呑して後、悉く其官吏を日本人を以て之に充つべしと云ふが如き議論に至つては、徹頭徹尾不同意を表白せねばならぬのである。

近世殖民政治を論ずる者、往々保護國を以て過渡時代の制度であつて、何等かに變化せねばならぬと云ふ者がある。即ち保護國は、何時か知れぬが、兎に角其形を變へねばならぬといふ事を言ふ者が多いが、予は之を採らぬ。保護國といふことは、猶英國の王領殖民地若くは自治殖民地といふが如く、自ら一個の體を爲したものであつて、若し王國は共和政治に變じ、共和政治は社會政治に變ずるといふが

如き、歴史の發達より言へば總ての制度は變遷せざるものはないのである。併ながら若し或年限の内に於て論ずれば、保護政治といふものは必しも變化せねばならぬものではない。保護國は古來其形なきにあらずと雖も、最も之を鮮明に行ひたるは、佛蘭西がチュニスに行つたのが始めである。佛蘭西人は自ら之を以て佛蘭西政治上の天才に依つて發見したる一の形式であつて、古來殖民地中此の如き巧妙なる制度はないと言つて居る。即ち殖民地とすれば、總て舊來の社會組織を變ずることを免れぬのであるが、保護國と云へば、大體の政治は土民土王に行はしめて、佛蘭西は唯之を保護して、大局に於て監督するに止まるが故に、直接政治に伴ふ責任と費用と面倒がない。人の國を取つて直接に之を治めるは、山地を取つて之を夷げて平地にして、而して後建築するが如き不便利がある、保護國に至つては、山地を取れば取つた儘で少しも削るといふ不便利なく、其儘に建築するといふものである。佛蘭西の議會に於て、赤熱なる共和黨ガムベツタの政府がチュニスを保護國とするの便利を説明した時の言葉は此の如くであるが、予は我政府が朝鮮を郡縣とせずして保護國としたと云ふことは、最も賢明なる遣り方であると思ふ

て居る。然るに今之を變じて併呑し、其大臣も、其地方官も、其巡查も、其收税吏も、悉く日本人を以て之に充てやうといふに至つては、驚くべき議論と謂はねばならぬ。朝鮮弱國と雖も尙三千年の歴史を有つて居る。其村落の組織、其社會の組織、自ら一個の系統を有つて居る。此系統あり組織ある者を利用せず、恰も亞非利加の蠻人の社會に入つた如く、縱横無盡に日本人と日本の組織を用ゐむとするに至つては、政治の何物たるを知らざる愚人の所行と謂はねばならぬ。少しく智慧ある者は、此系統、此社會を利用すといふ事を考へるのは自然の勢である。予は成べく今後とも、舊社會を利用し、舊組織を利用し、舊官吏を利用し、兩班を利用し、儒者を利用して、彼等をして政治せしめて、日本は其背後に在つて綱を引くといふことを以て最も必要なることと思ふて居る。

凡そ政治を論ずる時に當つて、國家は物理學の原則に支配せらるゝものであるとか、自然の發達を待つべきものであるとか、或は馬上に依て取りし天下も、馬上に依て治むべからずといふが如き議論は、吾々が新聞紙上に於て數十年來見聞し來つた所であるが、今日我が一部の政治家が朝鮮に於て行はむとする所は、全く物理

學の原則を超え、社會學の原則を超え、馬上に依て得た天下を馬上に依て治めむとする主義である。天下武斷を排するの議論が多いが、朝鮮に向つて根本的的改革をせよといふが如き議論は、之を武斷政治と同系統の者と見ねばならぬのである。予は如何にしても朝鮮に於て直接政治をするといふことは、甚だ愚かしき事と思ふ。成べく朝鮮人を官吏とせよ、成べく朝鮮の村落法を利用せよ、成べく朝鮮の社會組織を利用せよ。成べく朝鮮の兩班を利用せよ。出來得る迄は朝鮮の皇室を利用せよ。而して日本人は監督者の位置に立つて、帝國經綸の上より大綱を取れば足れりとするのである。

又窺に聞く所に依れば、朝鮮の官吏も今後文官任用令に依た者を用ゐるといふことを聞くが、是亦馬鹿々々しき事であつて、併呑論が一方の愚論であれば、任用令に依て官吏を取るといふことも一方の愚論である。今日我國の任用令なるものは、日本の國情に應じた智識を有つて居る官吏を取る爲の規則である。朝鮮は日本語を解せず、日本の文學行はれず。日本と社會組織を異にする國である。然るに其國を治める官吏を、日本の文官任用令に依つて採用せんとするに至つては、抱

14
腹絶倒である。予は若し文官任用令を經べき官吏とするならば、新に日本政府の中に朝鮮赴任官吏任用令なるものを作り、朝鮮語及朝鮮歴史、朝鮮經文、朝鮮の社會制度、風俗習慣等に通曉したる者を探る特別の文官任用令を作る必要があると思ふ。それにしても理事官及統監府、朝鮮政府の高官の如きは、少しも此法令に據らず、奏任官以下の者は此任用令に依るといふ事にした方が宜らうと思ふ。英國の印度に於ける之を取る事已に一百年、英語も随分普及して居るが、尙英國は印度に赴く官吏には一定の試験、一定の資格を要求して、ヒンヅの法律、ヒンヅの歴史、風俗習慣等を條件として居る。和蘭の殖民地に送る官吏も亦然り、和蘭の法律の外に、マホメット教の法律、習慣、歴史を試験科目に加へて居る。是其土地の事情、其土地の風俗、土民の感情等を察する點に於て、通辯政治は甚だ危険であるが爲に設けた制度である。今日我統監府と内閣大臣との間に於て、日本語に依て話し得ることは甚だ便利であるが、斯の如き便利が永久に有り得ると思ふことは出来ぬ。此間は或は通譯に依て話すことも出来るかも知れぬが、地方の小民と地方の日本官吏との間を、通譯に依て一々語るといふやうのことであれば、事を遷延し、感情の齟

齟を來し、事情を誤解するといふことは免れぬことである。佛領印度に於て、十五六年前に皇室と佛國の官吏と常に軋轢が絶えなかつたが、今日に至つて其間に立つ通譯の奸策に基いたといふことが分つて來た、我國と朝鮮との間には、斯の如き事なしとするも、斯の如き事に類したる小事件は、日々に起つて居ることであらうと思ふ。然らば朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮風俗を知る事が官吏に最も必要なる急務である、然るに之を主とせずして、日本文官任用令に依つた官吏を朝鮮官吏とせんとするが如きは、愚の極と謂はねばならぬ。予は統監が歸朝したる事を幸として、是等の點に就て大に根本より攻究する所あらむことを望む者である。